第１４回喜多方市自治基本条例策定市民会議

日　時　平成２３年１月１９日（水）
　　午後２時
場　所　喜多方市保健センター機能訓練室

次　　第

１　開　会

２　委員長あいさつ

３　議　題
・全体会議
「行政」に関連する条例項目の整理

４　その他

５　閉　会

喜多方市自治基本条例策定市民会議委員名簿（順不同・敬称略）

No.	区　　分	氏　　名	備　　考
1	議会選出委員	渡部　孝雄	市議会議員
2		長澤　勝幸	市議会議員　（事務局）
3		佐藤　忠孝	市議会議員
4		五十嵐　吉也	市議会議員
5		佐原　正秀	市議会議員
6		物江　和一	市議会議員
7	公募委員	星　敬志	喜多方市字前田　（事務局）
8		河出　敬晴	喜多方市字天満前
9		佐藤　彌右衛門	喜多方市字寺町
10		岩渕　法子	喜多方市字さつきが丘　（副委員長）
11		高畑　孝一	喜多方市慶徳町松舞家
12		高畑　幸子	喜多方市慶徳町松舞家
13		星　宏一	喜多方市字北町
14		山口　明彦	喜多方市塩川町字東岡
15		須田　敬	喜多方市塩川町五合　（委員長）
16		五十嵐　快治	喜多方市塩川町遠田　（事務局）
17		唐橋　巖	喜多方市山都町蓬莱　（事務局長）
18		渡部　よしの	喜多方市山都町三津合
19		清野　正和	喜多方市高郷町川井
20		生江　邦光	喜多方市高郷町西羽賀　（事務局次長）
21		田代　かよ子	喜多方市高郷町上郷
22		原　市郎	喜多方市熱塩加納町宮川
23		原　昭子	喜多方市熱塩加納町宮川　（事務局）

No.	区　　分	氏　　名	備　　考
24	市職員	渡部　孝一	総務部総務課長補佐　　（事務局）
25		五十嵐　八重子	市民部保健課長補佐兼保健センター所長
26		佐藤　健志	産業部農林課長補佐
27		加藤　俊哉	建設部建設課長補佐兼建築住宅係長
28		武藤　孝	教育部学校教育課長補佐

（担当職員）

総合政策部長　　菅野　康裕
企画政策課長　　江花　一治
企画政策課長補佐　　小林　繁雄
企画政策課副主任主査　　須藤　秀治
企画政策課主査　　油井　弘美
企画政策課副主査　　平林　貴志

○　「行政」に関連する条例項目の整理

■「行政」に関連する条例項目について、1 月 13 日に事務局会議を開催し、「グループ討議の成果」（案）として別紙のとおり整理しました。

今回の全体会議で、これまで議論をしてきた現時点での「行政」に関連する条例に盛り込む項目について、整理し確定していきます。

グループ討議の成果
「行政」に関連する項目について（案）

区分（大項目）	区分（小項目）	規定する内容・方向性	備　　考
基本原則 （理念）		・「行政の意義」基本的には、市民生活全般の支援者 ・地域自治の支援 ・住民満足の向上につとめる。 ・男女の参加機会を均等化する。（男女共同参画の原則） ~~・できないサービスの協働化の推進~~　（削除）	
執行機関	首長の責務 （役割）	① ・条例の遵守、公正、誠実な市政運営（首長のあり方への規定） ・地方自治法の統括、代表権　包含する ・首長の行政運営の明確化 ・事務管理及び執行権 ・職員の指揮監督 ・自治体経営 ・政策法務能力を高め、自治立法を推進する。 ・効率的、効果的な予算編成、予算執行 ② ・まちづくりの先頭に立って活動する。（積極的な姿勢、首長のリーダーシップ） ・まちづくりに必要な財源の確保 ③ ・要望、苦情への対応 ・職員からも意見を言える雰囲気や仕組をつくる。 ・市民との対話（市民の声を聞く）（地域懇談会の実施） ・市民代表としての議員の声を聞く ~~・多選禁止は不要~~　削除　**（必ず条文に明記する必要はない。）**	

執行機関	職員の責務 （役割）	① ・コンプライアンス（倫理性） ・職員の心構え、自覚（市民全体のために働く） ・法令遵守 ・全体の奉仕者（公平・公正） ・暮らしの安全、安心の確保　（包含する） ・市民の立場に立った職務の遂行 ② ・職員の意識改革 ・知識の取得、自己啓発、自己研鑽（必要な能力を自ら高める。まちづくりに関する能力の向上） ⇧ ・<u>職員はNGO活動を経験する。</u>**（上記に包含し、表現をやわらかくする。）** ⇨ 具体的すぎるのではないか。	※NGO <u>Non-Governmental Organization</u> 国連と政府以外の民間団体との協力関係について定めた国連憲章第71条の中で使われている用語。 国際協力に携わる「非政府組織」「民間団体」のことを意味します。
	執行機関の責務 （役割）	① ・行政サービス（窓口）の充実 ・「市民」サイドへの「行政」対応 ・公平、公正、誠実、迅速 ・効率的な職務の遂行 ② ・情報開示（財政見通しの公表） ・最小の経費で最大の効果 ・行財政改革、財政運営 ・行政活動に関する説明責任、公平、公正な行政手続き ・市民との協働（対等な連携）で地域課題解決、 ~~・条例の遵守~~　削除**「職員の責務」で明記する。** ③・危機管理体制の確立 ④・行政評価（市民参加の受け皿）☞　**「市民」に関連する項目の住民参加・協働** ~~・市長、職員、付属機関~~　削除　**「まちづくりへの参加」で規定** ~~・執行機関の定義づけ~~　削除	

執行機関	総合計画の策定	・総合計画の検討、策定、検証	
	行政組織編成	・縦割り行政の改革 ・縦割り意識をなくす。行政の一員としての説明責任 ~~・行政執行機関の定義、範囲~~　　削除 ・市民を交えた横断的なプロジェクトチーム ・総合窓口の設置（ワンストップサービス） ・申請主義の弊害を排除する ・各種委員会のあり方、委員の選任 ・支所の機能充実　⇨　　具体的すぎる	
	職員・人事政策	・職員人事（適材適所） ・人事評価 ・男女共同参画社会の推進（役職上）	
	外部監査	・外部監査の導入	
	財政制度の整備	~~・予算の単年度主義~~　削除　☞　**地方自治法第 208 条に明記されている。**	地方自治法第 208 条 （会計年度及びその独立の原則） 普通地方公共団体の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。
	公益通報	~~・公益通報の仕組み~~　削除　☞　**条例の項目として設定している自治体が少ない** **現在は必要性がないのでは？**	公益通報 企業、団体などによる組織ぐるみの不正を、その組織内部から告発すること。
情報公開、情報提供、情報共有	情報公開	・個人情報保護、情報公開の推進　（市が出資している団体の事業内容） ⇧ ・市が出資している団体の事業内容（上記に包含） ・情報の隠~~ぺい~~　☞　**隠ぺいという表現はなじまないのでは？** **「市民」の項目で意思決定のプロセスの<u>透明化</u>を規定**	

参加、協働	住民投票	・重要施策は市民投票	
	住民参加制度	~~・行政評価への市民参加~~ ~~・政策への市民参加の確保、市民意見の反映（聴取）（市民に分かり易く）~~ ⇩　下記の表現にまとめる ・計画、実施、評価への市民参加の確保 ~~・情報管理、市民参加の確保~~　削除 ・市民委員会の設置提案制度（市民意思の反映）	
市民の権利利益の保護	不利益救済制度	・オンブズマン制の導入 ・不作為行為の見逃し ☞　オンブズマンについては、「市民」の項目でも検討したが、オンブズマンという表現はしないまでも、「不利益救済のための機関を置く」程度に留めることで整理している。（ここでは、「行政側の受け皿」として）	
連携・協力	国、県等との連携協力	・国、県との連携、役割分担	
	罰則	~~・罰則~~　削除 ☞　罰則規定は自治基本条例の性質上、馴染まないのではないか？ 積極的に取り上げる項目ではない。	